

第 155 期定時株主総会（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

■ 事業報告

会社の新株予約権等に関する事項	1
会社の会計監査人に関する事項	3
業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）	4

■ 連結計算書類

連結持分変動計算書	9
連結注記表	10

■ 計算書類

株主資本等変動計算書	24
個別注記表	25

- 本内容は、法令及び定款第 15 条に基づき、書面交付請求された株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。
- 本内容は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。



事業報告 (第155期)

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員等が有する新株予約権に関する事項

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

①新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの株式数	発行価額	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
2006年7月31日 (第1回)	1個	普通株式 1,000株	1,000株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2007年7月31日 (第2回)	29個	普通株式 2,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2008年7月31日 (第3回)	39個	普通株式 3,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2009年7月31日 (第4回)	102個	普通株式 10,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2010年7月31日 (第5回)	152個	普通株式 15,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2011年7月31日 (第6回)	117個	普通株式 11,700株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2012年7月31日 (第7回)	379個	普通株式 37,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2013年7月31日 (第8回)	434個	普通株式 43,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2014年8月1日 (第9回)	558個	普通株式 55,800株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2015年7月31日 (第10回)	705個	普通株式 70,500株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2016年8月2日 (第11回)	1,292個	普通株式 129,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2017年7月31日 (第12回)	1,064個	普通株式 106,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間

(注) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

②新株予約権を有する者の人数及びその個数(区分別の内訳)

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		監査役 (社外監査役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人その他	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2006年7月31日 (第1回)	1名	1個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2007年7月31日 (第2回)	1名	29個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2008年7月31日 (第3回)	1名	39個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2009年7月31日 (第4回)	1名	102個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2010年7月31日 (第5回)	1名	86個	0名	0個	0名	0個	1名	66個
2011年7月31日 (第6回)	1名	86個	0名	0個	0名	0個	1名	31個
2012年7月31日 (第7回)	3名	206個	0名	0個	0名	0個	5名	173個
2013年7月31日 (第8回)	3名	187個	1名	26個	1名	20個	6名	201個
2014年8月1日 (第9回)	2名	145個	1名	24個	2名	48個	10名	341個
2015年7月31日 (第10回)	2名	153個	1名	23個	2名	44個	13名	485個
2016年8月2日 (第11回)	3名	258個	1名	55個	5名	181個	14名	798個
2017年7月31日 (第12回)	4名	240個	1名	40個	7名	175個	15名	609個

(注)当社は、社外取締役及び監査役(社外監査役を含む)並びに使用人その他に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与していません。上記の監査役及び使用人その他が保有している新株予約権は、当人が取締役又は執行役員在任中に付与されたものです。

会社の会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 会計監査人に支払うべき報酬等の額

(単位：百万円)

公認会計士法第2条第1項の業務(監査証明業務)に係る報酬等の額(注1)(注2)	521
公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額(注3)	20
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 合計	541
当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	1,141

(注1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(注2) 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。

(注3) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレターの作成などについての対価を支払っています。

(注4) 第155期事業報告の「I.7. 重要な子会社の状況」に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に支障が生じると認められる場合は、会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任及び新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社では、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法第362条第4項第6号に規定する体制（内部統制システム）を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致したシステムの構築を図ることとしています。

当社の内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については次のとおりです。なお、内部統制システムの運用状況については、内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、取締役会においてその旨を報告しています。

内部統制システムについては、当社ウェブサイト (https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/internal_control_system_02.pdf?la=ja) に詳細な内容を掲載しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「住友商事グループの経営理念・行動指針」における法と規則の遵守の徹底 ● 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の策定 ● 「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び全役職員への配布 ● 「コンプライアンス確認書」を各役職員から取得 ● 「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス・リーダー」及び「スピーク・アップ制度」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 「住友商事グループの経営理念・行動指針」において、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、役職員への周知を図っています。 ■ 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、また、「コンプライアンス・マニュアル」をイントラネットに掲載することにより全役職員への同ポリシーの周知及びコンプライアンスの徹底を図っています。 ■ 各種対象者別研修や、事業部門・子会社その他連結対象会社のニーズに応じたセミナー、当社全役職員を対象にしたeラーニングを実施するなど、コンプライアンスの啓発・教育に取り組んでいます。例えば、全役職員向けにハラスメント防止セミナーや、贈収賄防止に関するeラーニングを行いました。 ■ 入社時や全役職員対象の研修時に、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得しています。 ■ 「スピーク・アップ制度」により、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確認しています。公益通報者保護法の改正にも対応し、スピーク・アップに係る通報者保護の体制を整備しています。 ■ 「スピーク・アップ制度」の活発な利用を促進するため、本社の各執務フロアの掲示板における本制度に関するポスターの掲示、本制度の連絡先を記載した携帯用カードの配布、社内通達での役職員への通知、同制度の運用方法をより詳細に記載した細則の制定や制度説明資料のイントラネット掲載のほか、同制度の周知動画の社内公開を行っています。 ■ 「スピーク・アップ制度」の概要、運用状況、利用の促進等について、当社ホームページで開示しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ■コンプライアンス委員会を開催し、当委員会の中で、コンプライアンスの活動内容や施策等を報告、議論しています。 ■コンプライアンス施策の立案・実施に活かすため、全役職員向けのコンプライアンス意識調査を実施しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●重要文書（取締役会議事録を含む。）や職務執行・意思決定に係る情報の適切な保存・管理 ●情報漏洩等の防止措置の実施 ●職務執行に係る重要文書の監査役による適時の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ■左記の重要文書・情報については、社内ルールに基づき適切に保存し管理するとともに、社則である「情報管理基本規程」において、情報セキュリティに関する役職員の責務、情報セキュリティの体制、機密情報の管理など情報の社外漏洩防止のための措置について定め、実施しています。 ■情報セキュリティ教育・啓発のため、「情報セキュリティ講座」の開催や全役職員向けの「標的型攻撃メール訓練」をはじめとする施策を実施するとともに、当社グループにおける情報セキュリティ事件・事故事例について定期的に社内に情報発信しています。 ■「IT戦略委員会」において、情報セキュリティに関する全社的施策の企画・立案・実施及び情報セキュリティに関するインシデント（情報漏洩等）情報の収集・対応を行っています。また、「情報セキュリティ基本方針」に沿って関連規程を整備する等、情報資産の適切な管理に努めています。 ■監査役から回付要請のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●リスクマネジメントの目的を、業績安定、体質強化、信用維持の3点とし、投資及び商取引それぞれに固有のリスクファクター及び共通のリスクファクターを分析・管理 ●社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じたリスク管理の枠組み構築とモニタリング及び必要な改善の実施 ●「経営会議」の諮問機関として「内部統制委員会」、「全社投融資委員会」、「サステナビリティ推進委員会」を設置 ●危機発生時に、役職員の安全を確保しながら、早期に業務復旧し、事業を継続するためのプラン策定を含むレジリエントな体制の構築 ●社長執行役員直属の独立した組織である「内部監査部」の設置及び内部監査結果の社長執行役員・取締役会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社のリスク管理については、社内規則に基づき、事業活動を投資と商取引に区分し、それぞれに固有のリスクファクター及び双方に共通するリスクファクターを特定の上、その発生する蓋然性及び発生したときの影響を分析・評価することにより、リスク管理の目的を果たすよう最大限努めることとしています。また、定量化が可能なリスクのうち、特に全社に大きな影響のあるカントリー・リスク及び主要資産の状況について定期的に取締役会で報告しています。 ■社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行うとともに、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図っています。 ■情報の対外開示の一貫性を担保し必要な情報を正しく発信すべく定量・定性の基準を設けています。また、経営会議の諮問機関である「コーポレート・コミュニケーション委員会」において、対外情報発信のあり方について議論しています。 ■投資案件においては、社会・環境関連リスクを評価する仕組みを強化し、専門組織が審議に参加するなど、社会・環境への影響を踏まえた意思決定が行われる体制を整えています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ■子会社等のビジネスを含む全事業のサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを段階的に実施し、当社グループの事業活動が与える人権へのリスクの特定・防止・是正に努めています。 ■「6つの重要社会課題」に紐づく全社の長期目標と中期目標を設定し、更には各事業部門でも中期目標と短期行動計画を策定して、具体的な取組を推進していくとともに、その進捗状況を開示しています。 ■気候変動問題に関しては「気候変動問題に対する方針」を定め、また、随時その見直しを行っており、当社グループの事業活動のカーボンニュートラル化や持続可能なエネルギーサイクルの実現に向けた取組を継続しています。 ■「森林経営方針・林産物調達方針」を策定し、当社グループの取り扱う主要天然資源の持続可能な調達体制の強化を促進しています。 ■安全保障貿易管理のため、各種ガイドラインの策定、各種制裁情報の社内通知、研修活動などを行っています。 ■保険によるリスクマネジメントについて社内ガイダンスを定めています。また新規に事業投資を行う際の保険デュー・ディリジェンスの実施などを通じたリスク分析やリスク低減・ヘッジ策の検証、投資先子会社に対する保険に関する各種リスクマネジメント支援を行っています。 ■「内部統制委員会」を開催し、内部統制システムの内容や内部統制に係る活動状況のレビューを実施しています。 ■「全社投融資委員会」を通じて、経営会議における意思決定の質の向上を図っています。 ■「サステナビリティ推進委員会」を開催し、サステナビリティ推進に関わる重要な方針や施策、取組について審議しています。また、サステナビリティ推進について、専門家からの多角的な意見・アドバイスを受けるため、アドバイザリーボードを設置しています。 ■「インテリジェンス委員会」を設置し、カントリー・リスクや地政学リスクが高まっている国・地域での事業展開に係る方針検討・策定を行っています。 ■災害対策の推進等を担う「災害・安全対策推進部」が中心となり、勤務時間中の発災を想定した本社緊急対策本部訓練など、各種災害対策、安全推進施策を行っています。 ■「内部監査部」を設置し、内部監査部が実施した内部監査結果を社長執行役員及び取締役会に報告しています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●取締役の人数を、取締役会において十分な議論及び迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる人数とすること ●社外取締役の複数名選任による多様な視点からの意思決定及び監督機能の強化 ●業務執行の責任と権限明確化及び取締役会の監督機能強化を目的とした執行役員制度の導入 ●取締役の任期：1年 ●取締役会長及び社長執行役員の任期：原則6年以下 ●取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会（過半数は社外取締役）」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ■取締役の人数は、取締役会において多様な提言を行い十分な議論を尽くすことができる人数（11名）となっており、迅速かつ適切な意思決定及び監督機能の強化を図っています。 ■取締役の任期は1年となっており、取締役会長及び社長執行役員の任期は6年を超えていません。 ■取締役会の諮問委員会である「指名・報酬諮問委員会」では、社外取締役が委員長を務めており、社長・会長の選解任の方針・手続き、社長の選解任、取締役・監査役の指名基準と候補者の指名、経営会議構成員の選任、取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠及び顧問制度について、取締役会に答申を行っています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
<ul style="list-style-type: none"> ●意思決定機関としての「経営会議」、諮問機関としての各種委員会及び情報交換のための各種会議体の設置 ●中期経営計画策定や予算の編成及び業績管理制度の導入 ●取締役会要付議事項及び重要事項決裁権限の明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ■意思決定機関としての「経営会議」のほか、議論・情報共有の場として各種会議体を設置するとともに、「経営会議」の諮問機関として「全社経営戦略推進サポート委員会」、「グローバルイノベーション推進委員会」、「全社投融資委員会」等の委員会を設置しています。 ■経営における戦略議論をより深め、それに基づく適切な経営資源配分とPDCAサイクルの着実な実行を促進すべく、当社の事業部門に属する各部署を Strategic Business Unit という単位に再編成し、それぞれの Strategic Business Unit ごとに事業経営の戦略フォーマットを作成し、社内の戦略会議を通じて議論し、議論の結果をフォローアップする仕組みを導入しています。 ■「取締役会規程」等の社内ルールにおいて取締役会への付議事項を定め、役職ごとの職責や重要事項に関する決裁権限を定めています。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●法と規則の遵守を含む「住友商事グループの経営理念・行動指針」を通じた、当社グループとして遵守すべき価値観の共有及び体制整備の指導 ●当社グループの企業価値向上を目的とした、グループ経営の考え方（「グループマネジメントポリシー」における「自律」「対話」及び「連携」）の共有と実践 ●子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」の十分な情報入手及び事前検討・事前協議、並びに派遣取締役、監査役を通じた管理 ●子会社その他連結対象会社における内部統制の実施支援並びにリスク管理に関する枠組みの構築及び改善支援 ●当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする旨の社内ルールの制定 ●月次ベースでの連結業績の把握及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> ■当社グループ内で「住友商事グループの経営理念・行動指針」を周知徹底し、各種対象者別研修を実施するなど啓発・教育に取り組んでいます。 ■「グループマネジメントポリシー」を定め、グループ会社による「自律」的な経営を尊重し、株主として積極的な「対話」を通じて信頼関係に基づきグループ会社の取締役会等における重要な意思決定に関与するとともに、当社を含むグループ各社の強固な「連携」により新たな価値を創造することをグループ経営の方針として設定しています。 ■当社の連結対象会社ごとに定める「経営上の重要事項」について、連結対象会社の機関決定を最終目標として連結対象会社・当社間で重要決議事項に関し事前に協議、擦り合わせる「機関決定」方式の浸透を図っています。 ■当社から子会社に監査役を派遣する場合、各子会社でのリスク軽減と自律的経営が推進できるよう、各監査役は各子会社の事業内容に対するリスクに応じた重点監査項目を定めて効果的な監査を実施するよう努めています。 ■当社子会社向けの内部統制に関する教育・啓発活動、リスクマネジメント研修への子会社社員の参加、「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」についての研修・説明会・eラーニング教材を通じた周知、子会社用モデル規程集の提供や「スピーク・アップ制度」導入推進等を通じて子会社その他連結対象会社を支援しています。 ■子会社の内部統制の構築・運用・評価・改善のために整備・運用すべき基礎的な事項 (Basic Elements) を定め、当該事項に関する当社と子会社との間の定期的な対話を通じて、子会社における内部統制システムを評価し、課題を特定し、改善することを支援する Basic Elements プロジェクトを推進しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ■同プロジェクトを通じ、当社グループとして目指すべき各種コンプライアンス体制の状況を示す「コンプライアンス・ロードマップ」を用いて、子会社のコンプライアンス体制の強化を持続的に支援しています。 ■内部監査の対象となる子会社その他連結対象会社の監査結果は社長執行役員及び取締役会に報告しています。
6. 監査役職務を補助する使用人に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ●監査役職務を補助する組織である「監査役業務部」の設置及び専任スタッフ若干名の配置 ●「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責の明文化（「監査役業務部」が監査役職務を補助する組織であることの明文化） ●監査役による「監査役業務部」の人事評価の実施及びその人事異動の際の監査役との事前協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■「監査役業務部」では、専任スタッフを若干名置いています。 ■社内規則において、監査役業務部長の指示者が監査役であること、「監査役業務部」の所管業務が監査役職務を補助する業務であることを明文化しています。 ■監査役業務部長の人事評価については、監査役会が指名する監査役が行っており、その人事異動については、監査役会が指名する監査役と事前に協議を行い、監査役の同意を得て実施しています。
7. 監査役への報告に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●監査役が「経営会議」を含む全ての会議に出席できる体制の整備 ●当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要書類の監査役への回付、役員から監査役への報告・説明 ●上記の報告をした者及び「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ■社内規則に基づき、監査役は、取締役会のほか、「経営会議」、「全社投融資委員会」、「内部統制委員会」、「サステナビリティ推進委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席しています。 ■監査役からの要請により業務執行に関する重要書類の回付を行っているほか、監査役の求めに応じて各組織及び各社の事業について役員から報告・説明を行っています。 ■監査役に対して上記の報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることのないようにしています。また、「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が不利な取扱いを受けないこと及び禁止される不利益な取扱いが行われていないと認められる場合にはスピーク・アップ受付窓口に出すことができることを社内ルール上明記しています。
8. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ●社外監査役に法律や会計等の専門家を登用 ●内部監査計画・結果の監査役への報告など、効率的な監査に資するための「内部監査部」と監査役との緊密な連携の維持 ●監査活動の効率化と質的向上を目的とした監査役と会計監査人との情報交換の実施 ●当社監査役と当社子会社の監査役等との情報交換の実施 ●監査役職務の執行について生じる費用又は債務の処理方法の明文化 	<ul style="list-style-type: none"> ■「内部監査部」は、事業年度開始前に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果については逐次監査役と共有し、緊密に意見交換をしています。また、会計監査人への定期的な監査結果の共有も実施しています。 ■監査役は、会計監査人との定例会を実施しています。 ■監査役は、子会社監査役を集めた情報連絡会のほか、子会社ごとの監査役とのミーティングなどを年に複数回開催し、事業会社の監査役との意見交換及び情報交換を実施しています。 ■監査役職務の執行について生じる費用又は債務については、予算案の策定や執行状況の管理を含め、社内ルールに従って処理しています。

以上

（備考）事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

連結計算書類

連結持分変動計算書 [国際会計基準により作成]

(単位：百万円)

第 155 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)								
科目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金 —普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2022 年 4 月 1 日残高	219,894	255,996	△ 1,871	454,136	2,269,661	3,197,816	183,469	3,381,285
当期利益					565,178	565,178	33,910	599,088
その他の包括利益				209,084		209,084	2,278	211,362
当期包括利益				209,084	565,178	774,262	36,188	810,450
所有者との取引額：								
株式報酬取引	153	559				712		712
非支配持分の取得及び処分		△ 2,578				△ 2,578	1,839	△ 739
自己株式の取得及び処分			△ 37,692			△ 37,692		△ 37,692
親会社の所有者への配当					△ 153,139	△ 153,139		△ 153,139
非支配持分株主への配当							△ 23,555	△ 23,555
その他		137				137		137
利益剰余金への振替				△ 25,682	25,682	—		—
2023 年 3 月 31 日残高	220,047	254,114	△ 39,563	637,538	2,707,382	3,779,518	197,941	3,977,459

第 154 期 (ご参考) (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)								
科目	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	資本金 —普通株式	資本剰余金	自己株式	その他の資本の 構成要素	利益剰余金	合計		
2021 年 4 月 1 日残高	219,781	251,781	△ 2,063	187,041	1,871,411	2,527,951	167,599	2,695,550
当期利益					463,694	463,694	20,873	484,567
その他の包括利益				301,636		301,636	5,062	306,698
当期包括利益				301,636	463,694	765,330	25,935	791,265
所有者との取引額：								
株式報酬取引	113	113				226		226
非支配持分の取得及び処分		3,967				3,967	643	4,610
自己株式の取得及び処分			192			192		192
親会社の所有者への配当					△ 99,985	△ 99,985		△ 99,985
非支配持分株主への配当							△ 10,708	△ 10,708
その他		135				135		135
利益剰余金への振替				△ 34,541	34,541	—		—
2022 年 3 月 31 日残高	219,894	255,996	△ 1,871	454,136	2,269,661	3,197,816	183,469	3,381,285

連結注記表 (第 155 期)

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第 120 条第 1 項の規定により、国際会計基準 (以下「IFRS」という。) に準拠して作成しています。

なお、同項後段の規定により、IFRS により要請される記載及び注記の一部を省略しています。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 636 社

主要な連結子会社の名称

	会社名
連結子会社	米州住友商事会社 SCSK 株式会社

3. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法適用会社の数 250 社

主要な持分法適用会社の名称

	会社名
持分法適用会社	三井住友ファイナンス & リース株式会社 AMBATOVOY MINERALS S.A. 及び DYNATEC MADAGASCAR S.A.

(注) AMBATOVOY MINERALS S.A. 及び DYNATEC MADAGASCAR S.A. については、50%超の議決権を所有していますが、共同支配企業であるため持分法を適用していません。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 金融資産の評価基準及び評価方法

償却原価で測定される金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については取引価格で当初認識していません。

当初認識後、帳簿価額については実効金利法を用いて算定し、必要な場合には減損損失を控除しています。

FVTOCI の負債性金融資産

公正価値 (直接帰属する取引費用も含む。) で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCI の金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。

FVTOCI の負債性金融資産の認識を中止した場合、その他の資本の構成要素の残高を当期利益又は損失に振り替えています。

FVTPLの金融資産

資本性金融商品を除く金融資産で、償却原価で測定する区分及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する区分の要件を満たさないものは、公正価値で測定しその変動を当期利益又は損失で認識しています。

資本性金融商品は公正価値で測定しその変動を当期利益又は損失で認識しています。ただし、当社が当初認識時に公正価値の変動をその他の包括利益に計上するという選択（撤回不能）を行う場合はこの限りではありません。

FVTPLの金融資産は、当初認識時に公正価値で認識し、取引費用は発生時に当期利益又は損失で認識しています。

FVTOCIの資本性金融資産

公正価値（直接帰属する取引費用も含む。）で当初認識しています。

当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動は「FVTOCIの金融資産」として、その他の資本の構成要素に含めています。

FVTOCIの資本性金融資産の認識を中止した場合又は取得原価に比し公正価値の著しい下落が一時的ではない場合、その他の資本の構成要素の残高は直接利益剰余金に振り替え、当期利益又は損失として認識していません。

ただし、FVTOCIの資本性金融資産からの配当金については金融収益の一部として当期利益又は損失で認識しています。

減損

償却原価で測定する金融資産、リース債権、契約資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る減損については、当該金融資産に係る予想信用損失に対して損失評価引当金を認識しています。

期末日時点で金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合、期末日後12か月以内に生じうる債務不履行から生じる予想信用損失に基づき測定しています。

一方、期末日時点で信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融商品の予想存続期間にわたって生じうる全ての債務不履行から生じる予想信用損失を基に測定しています。

ただし、重大な金利要素を含んでいない営業債権等については、いずれの場合においても常に全期間の予想信用損失に基づき測定しています。

信用リスクの変動及び予想信用損失の算定に当たっては、主に当社独自の信用格付けである Sumisho Credit Rating (SCR) を用いています。これには、債務者の過去の貸倒実績、現在の財務状態及び合理的に利用可能な将来予測情報等が含まれています。

信用減損の証拠については、債務者の重大な財政的困難や期日経過を含む契約違反等の事象を用いて判断しています。

また、報告日時点で信用減損の証拠がある金融資産については、担保や保証等を含め債務者の個別の状況を総合的に評価したうえで個別に予想信用損失を測定しています。なお、金融資産の全部又は一部が回収できないと合理的に判断される場合は、当該金融資産の帳簿価額を直接減額しています。

②非金融資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

取得原価と正味実現可能価額のうちいずれか低い額で測定しています。

正味実現可能価額は、通常の営業過程における予想販売価額から完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額です。

なお、短期的な価格変動により利益を獲得する目的で取得した棚卸資産については、売却費用控除後の公正価値で測定し、公正価値の変動を当期利益又は損失で認識しています。

短期的な価格変動により利益を獲得する目的以外で取得した棚卸資産については、個々の棚卸資産に代替性がない場合、個別法に基づき算定し、個々の棚卸資産に代替性がある場合、主に移動平均法に基づいて算定しています。

有形固定資産及び投資不動産

取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

無形資産

取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

減損

棚卸資産、生物資産及び繰延税金資産を除く当社の非金融資産の帳簿価額は、期末日ごとに減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積もっています。のれん及び耐用年数を確定できない又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎年同じ時期に見積もっています。

(2) 売却目的で保有する非流動資産の処理方法

非流動資産又は処分グループの帳簿価額が継続的使用ではなく主に売却取引により回収される場合は、当該資産又は処分グループを売却目的保有に分類し、流動資産に振り替えています。

売却目的保有に分類された非流動資産又は処分グループは、帳簿価額と売却費用控除後の公正価値のいずれか低い金額で測定しています。

(3) 資産の償却の方法

①有形固定資産

建物及び附属設備、機械設備	主として定額法
鉱業権	生産高比例法

②無形資産 (のれんを除く)

定額法

③投資不動産

主として定額法

(4) リース取引の処理方法

契約時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しています。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しています。

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、開始日において使用権資産及びリース負債を連結財政状態計算書に計上しています。リース期間が12か月以内に終了する短期リースに係るリース料は、リース期間にわたり定額法により費用として認識しています。

使用権資産の測定は原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。取得原価は、リース負債の当初測定額に当初直接コスト及び前払リース料等を調整しています。

使用権資産は、リース期間にわたり定期的に減価償却を行っています。

リース負債は、支払われていないリース料の現在価値で測定しています。リース料は、リース負債残高に対して毎期一定の率の金利を生じさせるよう、金融費用とリース負債残高の返済部分とに配分しています。

金融費用は、連結包括利益計算書上、減価償却費と区分して表示しています。

(5) 引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社が、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、その債務の金額が合理的に見積り可能である場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割引しは金融費用として認識しています。

(6) 確定給付年金制度の処理方法

確定給付年金制度に関連する当社の純債務は、制度ごとに区別して、従業員が過年度及び当年度において提供したサービスの対価として獲得した将来給付額を見積り、当該金額を現在価値に割り引き、制度資産の公正価値を差し引くことにより算定しています。

年金制度が改定された場合、従業員による過去の勤務に関連する給付金の増減部分は、即時に当期利益又は損失で認識しています。確定給付負債（資産）の純額の再測定をその他の包括利益で認識し、即時にその他の資本の構成要素から利益剰余金に振り替えています。

(7) ヘッジ会計を含むデリバティブの処理方法

当初のヘッジ指定時点において、当社は、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略、ヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質及びヘッジ関係の有効性の評価方法、有効性及び非有効性の測定方法並びに非有効部分の発生原因の分析を文書化しています。

ヘッジ関係の開始時及び継続期間中にわたって、ヘッジ手段の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動が、ヘッジ対象の公正価値の変動又はキャッシュ・フローの変動と高い相殺関係があるかどうかを確認するために、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が一致しているか若しくは密接に合致しているかどうかの定性的な評価、又はヘッジ対象とヘッジ手段の価値が同一のリスクにより価格変動が相殺しあう関係にあることの定量的評価を通じて、ヘッジ対象とヘッジ手段の間の経済的関係の存在を確認しています。

予定取引に対してキャッシュ・フロー・ヘッジを適用するためには、当該予定取引の発生可能性が非常に高い必要があります。

デリバティブは公正価値で当初認識し、関連する取引費用は発生時に当期利益又は損失として認識しています。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定し、その変動は以下のように会計処理しています。

① 公正価値ヘッジ

ヘッジ手段であるデリバティブの公正価値の変動は当期利益又は損失として認識しています。

ヘッジ対象の帳簿価額は公正価値で測定し、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に係る利得又は損失は、その変動を当期利益又は損失で認識しています。

② キャッシュ・フロー・ヘッジ

デリバティブを、認識済み資産・負債、当期利益又は損失に影響を与え得る発生可能性の非常に高い予定取引に関連する特定のリスクに起因するキャッシュ・フローの変動をヘッジするためのヘッジ手段として指定した場合、デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ有効部分は、「キャッシュ・フロー・ヘッジ」として、その他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素に含めています。

また、通貨金利スワップの通貨ベース・スプレッド部分については、ヘッジ手段から除外し、公正価値の変動を「ヘッジ・コスト」としてその他の包括利益を通じてその他の資本の構成要素に含めています。

その他の資本の構成要素に累積された残高は、ヘッジ対象のキャッシュ・フローが当期利益又は損失に影響を及ぼす期間と同一期間にわたり当期利益又は損失に振り替えられています。

デリバティブの公正価値の変動のうちヘッジ非有効部分は、即時に当期利益又は損失で認識しています。

③ 在外営業活動体に対する純投資のヘッジ

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ手段として指定されている金融商品の再換算により発生した換算差額は、ヘッジが有効な範囲においてその他の包括利益で認識し、「在外営業活動体の換算差額」として、その他の資本の構成要素に含めています。

(8) 収益の計上基準

通常の商取引において提供される商品の販売、サービス及びその他の販売に係る収益（リース取引及び金融商品取引を除く。）を以下の5ステップアプローチに基づき、認識しています。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する。
- ステップ5：履行義務の充足時に収益を認識する。

収益の主要な区分におけるそれぞれの主な履行義務の内容、履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

①商品販売に係る収益

商品販売による収益には、卸売、小売、製造・加工を通じた商品の販売及び不動産の開発販売などが含まれていません。

当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷、又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しています。

顧客による検収条件は、契約内容や顧客との取り決めにより定められるものであり、事前に取り決めた仕様を満たさない場合には、最終的な検収終了まで収益は繰り延べられることとなります。

当社は原則として、販売した商品に欠陥等がない限り返品を受け付けないこととしています。

当社が技術提供、資材調達、建設工事を請負う電力発電所の建設事業や、顧客仕様のソフトウェアの開発請負事業などの長期請負工事契約については、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しています。

履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要の見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づいて算定しております。当初の収益の見積り、完成までの進捗状況に変更が生じる可能性がある場合、見積りの見直しを行っています。

②サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、ソフトウェアに関連するサービス、賃貸用不動産及び船舶などの貸付金並びにファイナンス・リース及びオペレーティング・リースなどが含まれています。

ソフトウェアに関連するサービスのうち、保守管理に係る収益は、保守管理契約期間にわたって認識する場合と、実際のサービスの提供に応じて認識する場合とがあります。

船舶などの貸付金に係る収益は、実効金利法に基づき認識しています。

ファイナンス・リースに係る収益は、リースの計算利率に基づき認識しています。

オペレーティング・リースに係る収益は、連結包括利益計算書にリース期間にわたり、定額法で認識しています。

収益の本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

当社は、通常の商取引において、仲介業者または代理人としての機能を果たす場合があります。このような取引における収益を報告するにあたり、収益を顧客から受け取る対価の総額（グロス）で認識するか、又は顧客から受け取る対価の総額から第三者に対する手数料その他の支払額を差し引いた純額（ネット）で認識するかを判断しています。ただし、グロス又はネット、いずれの方法で認識した場合でも、売上総利益及び当期利益又は損失に影響はありません。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務（すなわち、「本人」）に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務（すなわち、「代理人」）に該当するかを基準としています。当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益をグロスで認識しています。当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益をネットで認識しています。

(9) 消費税等の会計処理 税抜方式

会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

持分法で会計処理されている投資 2,642,504 百万円
無形資産 284,790 百万円

持分法で会計処理されている投資については、帳簿価額の回収可能性を損なうと考えられる企業環境の変化や経済事象が発生した場合には、減損テストを行っています。

また、無形資産に含まれるのれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、少なくとも年1回の減損テストを行っています。

減損テスト時には、資産の回収可能価額を見積っています。資産又は資金生成単位の回収可能価額は使用価値と売却費用控除後の公正価値のうち、いずれか高い金額としています。回収可能価額の算定にあたり、過去の実績や事業計画及び割引率といった仮定を前提として見積りを行っています。これらの見積りは、事業戦略の変更や、市場環境の変化により、重要な影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フロー等の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

会計上の見積りの変更に関する事項

当連結会計年度における重要な会計上の見積りの変更は「連結包括利益計算書に関する事項」における「減損損失等」に記載しています。

連結財政状態計算書に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
現金及び預金	30,484 百万円
営業債権及びその他の債権	349,790 百万円
棚卸資産	12,941 百万円
有価証券及び投資	205,409 百万円
有形固定資産	7,031 百万円
投資不動産	2,415 百万円
その他(注1)	52,737 百万円
合計	660,807 百万円

(注1) 主にデリバティブ取引に係る差入保証金及び賃貸物件に係る敷金です。

(2) 担保に係る債務

社債及び借入金等	259,000 百万円
合計	259,000 百万円

2. 営業債権及びその他の債権から直接控除した貸倒引当金	56,494 百万円
3. その他の流動資産に含まれる未収法人税等	25,174 百万円
4. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額	1,120,128 百万円
5. 投資不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額	123,224 百万円
6. 保証債務	
	期末残高
関連会社の債務に対する保証	75,862 百万円
その他の債務に対する保証	81,345 百万円
合計	157,207 百万円

連結包括利益計算書に関する事項

減損損失等

当連結会計年度の減損損失等のうち、重要なものは以下のとおりです。

当社は、ミャンマー国営郵便・電気通信事業体 (Myanmar Posts & Telecommunications) が同国にて行う通信事業の運営サポートを行う KDDI Summit Global Myanmar Co.,Ltd. に対して、当社が 49.9% を出資する持分法適用関連会社である KDDI Summit Global Singapore Pte.Ltd. (以下「持株会社」) を通じて出資しています。同国のカントリーリスクの高まりを受けて、当社が保有する持株会社に対する投資につき、投資の回収可能価額を見直した結果、17,464 百万円の減損損失を連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

当社の完全子会社である米州住友商事会社を通じて間接的に 100% 出資している北米鋼管事業会社 B&L PIPECO SERVICES, INC. において、市況回復に伴い長期事業計画を見直した結果、11,379 百万円の減損損失戻入益を連結包括利益計算書の「固定資産評価損益」に計上しています。

(ご参考)

前連結会計年度の減損損失等のうち、重要なものは以下のとおりです (損失は△)。

マダガスカルニッケル事業	14,409 百万円
米国製薬事業	△ 15,125 百万円

減損損失等は、連結包括利益計算書の「持分法による投資損益」に計上しています。

連結持分変動計算書に関する事項

1. 発行済株式数（普通株式）

1,251,571,867 株

当期末時点の発行済株式数は、業績連動型株式報酬としての新株発行により 167,500 株増加しています。

2. 第 155 期中に行った剰余金の配当に関する事項

2022 年 6 月 24 日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を決議しました。

配当金の総額	81,250,299,845 円
1 株当たりの配当額	65 円
基準日	2022 年 3 月 31 日
効力発生日	2022 年 6 月 27 日

2022 年 11 月 4 日開催の取締役会において、次のとおり中間配当を決議しました。

配当金の総額	71,889,004,983 円
1 株当たりの配当額	57.5 円
基準日	2022 年 9 月 30 日
効力発生日	2022 年 12 月 1 日

3. 第 155 期の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2023 年 6 月 23 日開催の株主総会において、次のとおり期末配当を付議します。

配当金の総額	70,960,398,290 円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たりの配当額	57.5 円
基準日	2023 年 3 月 31 日
効力発生日	2023 年 6 月 26 日

4. 定時株主総会又は取締役会決議による新株予約権の目的となる株式数

2006年6月23日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	1,000 株
2007年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	2,900 株
2008年6月20日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	3,900 株
2009年6月19日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	10,200 株
2010年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	15,200 株
2011年6月24日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	11,700 株
2012年6月22日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	37,900 株
2013年6月21日開催 定時株主総会 (株式報酬型ストック・オプション)	43,400 株
2014年7月31日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	55,800 株
2015年7月30日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	70,500 株
2016年8月1日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	129,200 株
2017年7月28日開催 取締役会 (株式報酬型ストック・オプション)	106,400 株
合計	488,100 株

なお、合計のうち200,900株については、当期末において権利行使期間の初日が到来していません。

金融商品に関する事項

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の財務運営の方針・目的は、中長期にわたり安定的な資金調達を行うこと及び十分な流動性を保持することです。有価証券及びその他の投資は主として金融機関や取引先が発行する株式等への戦略的な投資です。これらの株式投資には株価変動リスクが伴いますが、当社は四半期ごとに公正価値で評価を行っています。営業債権及びその他の債権は取引先に対する売掛金・貸付金等であり、これに係る信用リスクは、マネジメントにより承認されたクレジットライン及び内部格付制度に基づく取引先等の信用力の定期的なモニタリングを通じて管理しています。また、信用リスクが顕在化した場合に備え、少なくとも四半期ごとにこれら債権の回収可能性の評価に基づき、貸倒引当金を設定しています。当社は国際的に営業活動を行っており、為替、金利及び商品価格の変動リスクに晒されています。当社が取り組んでいるデリバティブは、主にこれらのリスクを軽減するための為替予約、通貨スワップ、金利スワップ及び商品先物取引などです。当社は為替変動リスク、金利変動リスク及び商品価格変動リスクの変化を継続的に監視すること並びにヘッジ機会を検討することによって、これらのリスクを評価しています。当社はトレーディング目的のための商品デリバティブ取引を行っています。当社では、金融市場の混乱等いくつかの有事シナリオを想定し、流動性リスクを監視しています。必要となる流動性については、営業活動によるキャッシュ・フローや金融機関からの借入等により調達した資金を、信用力の高い金融機関に預金として確保しています。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における帳簿価額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりです。

償却原価で測定される金融商品

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	7,176	7,176	—
営業債権及びその他の債権	1,810,963	1,824,116	13,153
負債：			
社債及び借入金	3,152,089	3,152,099	10
営業債務及びその他の債務	1,486,342	1,486,140	△ 202

公正価値で測定される金融商品

(単位：百万円)

	帳簿価額	公正価値	差額
資産：			
有価証券及びその他の投資	383,332	383,332	—
営業債権及びその他の債権	75,233	75,233	—
その他の金融資産	314,563	314,563	—
負債：			
営業債務及びその他の債務	220,209	220,209	—
その他の金融負債	176,413	176,413	—

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1—活発な市場における同一資産・負債の市場価格

レベル2—直接または間接的に観察可能な、公表価格以外の価格で構成されたインプット

レベル3—観察不能な価格を含むインプット

公正価値の測定に使用される公正価値の階層のレベルは、公正価値の測定の重要なインプットのうち、最も低いレベルにより決定しています。

金融商品のレベルごとの公正価値

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産：				
有価証券及びその他の投資	225,805	—	157,527	383,332
営業債権及びその他の債権	—	75,233	—	75,233
その他の金融資産				
ヘッジに指定されたデリバティブ	—	134,423	—	134,423
ヘッジに指定されないデリバティブ	3,217	164,265	—	167,482
負債：				
営業債務及びその他の債務	—	220,209	—	220,209
その他の金融負債				
ヘッジに指定されたデリバティブ	—	23,082	—	23,082
ヘッジに指定されないデリバティブ	14,281	136,418	—	150,699

その他の金融資産及びその他の金融負債記載額と連結財政状態計算書残高との相違は、非支配持分株主に対するプット・オプション付与に係る金融負債及びデリバティブ債権・債務及び預託金との相殺等によるものです。

連結財政状態計算書におけるその他の金融資産及びその他の金融負債のうち、強制可能なマスターネットティング契約又は類似の契約の対象である金額は64,519百万円です。

経常的にレベル3で測定される金融商品の当期首から当期末までの変動は次のとおりです。

(単位：百万円)

	FVTPLの金融資産	FVTOCIの金融資産	その他の金融資産及び その他の金融負債(△) (純額)
期首残高	39,821	118,410	—
購入	8,451	5,601	—
包括利益			
当期利益(注1)	300	—	44
その他の包括利益(注2)	2,057	2,712	—
売却	△ 6,295	△ 5,456	—
決済	△ 3,698	△ 1,070	△ 44
その他(注3)	—	△ 3,306	—
期末残高	40,636	116,891	—
当期末に保有する金融商品に関し、当期利益として認識された 利得または損失(△)(純額)	3,421	—	—

(注1) 連結包括利益計算書の「商品販売に係る収益」、「商品販売に係る原価」及び「有価証券損益」に含まれています。

(注2) 為替相場の変動による影響(在外営業活動体の換算差額に含まれるもの)を含めています。

(注3) 連結範囲の異動による影響及び保有銘柄の上場による振替を含めています。

金融資産及び金融負債の公正価値は、次のとおり決定しています。

金融商品の公正価値の見積りにおいて、市場価格が入手できる場合は、市場価格を用いています。市場価格が入手できない金融商品の公正価値に関しては、将来キャッシュ・フローを割り引く方法又はその他の適切な評価方法により見積もっています。

(1) 現金及び現金同等物、定期預金、有価証券

満期までの期間が短期であるため帳簿価額と公正価値はほぼ同額です。

(2) その他の投資

市場性のある有価証券の公正価値は市場価格を用いて見積もっています。

非上場普通株式は、割引将来キャッシュ・フロー、収益、利益性及び純資産に基づく評価モデル、類似業種比較法並びにその他の評価方法により、公正価値を算定しています。

(3) 営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付貸付金等を除く当該債権債務の公正価値については、同程度の信用格付を有する貸付先又は顧客に対して、同一の残存期間で同条件の貸付又は信用供与を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。

(4) 社債及び借入金

帳簿価額と公正価値がほぼ同額であるとみなされる変動金利付債務を除く社債及び借入金の公正価値については、同一の残存期間で同条件の借入を行う場合の金利を用いて、将来キャッシュ・フローを割り引く方法により見積もっています。

(5) その他の金融資産、その他の金融負債

金利スワップ、通貨スワップ及び通貨オプションの公正価値については、ブローカーによる提示相場や、利用可能な情報に基づく適切な評価方法により見積もっています。為替予約の公正価値については、同様の条件により行う為替予約の市場価格に基づき見積もっています。金利先物取引・債券先物取引、商品先物、先渡し及びスワップ取引の公正価値については、市場価格等を用いて見積もっています。

投資不動産に関する事項

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等を有しています。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：百万円)

帳簿価額	公正価値
346,355	406,163

(注1) 帳簿価額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額です。

(注2) 当連結会計年度末の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び反映される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立的鑑定人による評価に基づいています。その評価は、当該不動産の所在する国の評価基準に従い類似資産の取引価格を反映した市場証拠に基づいています。

収益認識に関する事項

(1) 収益の分解情報

当社は、6つの業種に基づくセグメント（事業部門）により事業活動を行っています。顧客との契約から生じる収益のセグメント別の分解情報は以下のとおりです。
当期（2023年3月期）

（単位：百万円）

	金属	輸送機・ 建機	インフラ	メディア・ デジタル	生活・ 不動産	資源・ 化学品	計	消去又は 全社	連結
収益	1,760,388	1,053,184	613,633	451,306	1,059,099	1,854,780	6,792,390	25,482	6,817,872

(2) 契約残高

① 契約資産

当社が通常の営業活動において、顧客に移転した財又はサービスと交換に受け取る対価に対する権利のうち、時の経過以外の条件が付されているものを、契約資産として表示しています。

契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当期中における契約資産の変動の主な要因は、インフラ事業における長期請負工事契約の履行義務の充足によるものです。

② 契約負債

当社が通常の営業活動において、財又はサービスを移転する義務のうち、顧客から対価を受け取っている、又は対価の期限が到来しているものを契約負債として表示しています。当期中において契約負債の残高に重大な変動はありません。また、当期首現在の契約負債残高のうち当期中に収益として認識していない金額に重要性はありません。

(3) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は通常の営業活動において、一部の取引に関して長期販売契約を締結しています。当該契約にかかる当社の履行義務のうち、未充足の履行義務に配分した取引価格の総額は、当期末時点で2,190,254百万円です。

当該履行義務には、エネルギー事業における長期売買契約やバイオマス燃料事業における長期販売契約等が含まれています。当期末時点において、これらの残存履行義務は最長で24年以内に充足されることを見込んでいます。

なお、当社は実務上の便法を適用しているため、この金額には履行義務が充足される予想期間を1年以内として締結している販売契約は含んでいません。

また、当該長期販売契約において約束された対価が変動性のある金額を含んでいる場合、変動対価に関する不確実性がその後解消される際に、認識した収益の累計額の重大な戻入れが生じない可能性が非常に高い範囲でのみ、取引価格に含めています。

1株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分

3,062円59銭

2. 1株当たり当期利益（親会社の所有者に帰属）

452円51銭

重要な後発事象に関する事項

(自己株式の取得及び消却に係る事項の決定)

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、及び株主還元の充実を図るため、自己株式を取得するもの

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,200万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約1.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200億円を上限とする |
| (4) 取得期間 | 2023年5月10日～2023年6月9日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記2により取得する自己株式の全数 |
| (3) 消却予定日 | 2023年7月24日 |

<ご参考> 2023年3月31日時点の自己株式の保有状況(※)

発行済株式総数(自己株式を除く)	1,234,093,737株
自己株式数	17,478,130株

(※) 2023年2月6日開催の取締役会決議(上限を500億円、期間を2023年2月7日～2023年4月28日とする自己株式の取得)に基づき、2023年4月1日～28日の間に取得した自己株式の総数は5,036,700株となり、本件に関する取得は完了しました。

(備考) 連結決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

計算書類

[単体] 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	第 155 期 (2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日まで)												
	資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
		資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				其他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本準備金	別途 積立金		繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	219,893	231,027	17,696	65,042	576,528	659,267	△ 1,870	1,108,317	108,779	△ 12,129	96,649	699	1,205,666
当期変動額													
新株の発行	153	153						306					306
剰余金の配当					△ 153,139	△ 153,139		△ 153,139					△ 153,139
当期純利益					413,561	413,561		413,561					413,561
自己株式の取得							△ 37,949	△ 37,949					△ 37,949
自己株式の処分					△ 69	△ 69	257	187					187
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)								—	△ 9,900	783	△ 9,117	△ 156	△ 9,273
当期変動額合計	153	153	—	—	260,352	260,352	△ 37,691	222,966	△ 9,900	783	△ 9,117	△ 156	213,693
当期末残高	220,046	231,180	17,696	65,042	836,880	919,619	△ 39,562	1,331,284	98,878	△ 11,346	87,532	542	1,419,359

	第 154 期 (ご参考) (2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日まで)												
	資本金	株主資本					自己株式	株主資本合計	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
		資本剰余金		利益準備金	利益剰余金				其他 有価証券 評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計		
		資本準備金	別途 積立金		繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計							
当期首残高	219,781	230,914	17,696	65,042	388,627	471,366	△ 2,062	919,999	117,776	14,748	132,524	827	1,053,351
当期変動額													
新株の発行	112	112						225					225
剰余金の配当					△ 99,985	△ 99,985		△ 99,985					△ 99,985
当期純利益					287,902	287,902		287,902					287,902
自己株式の取得							△ 4	△ 4					△ 4
自己株式の処分					△ 16	△ 16	196	180					180
株主資本以外の 項目の当期 変動額 (純額)								—	△ 8,997	△ 26,877	△ 35,874	△ 128	△ 36,002
当期変動額合計	112	112	—	—	187,900	187,900	192	188,318	△ 8,997	△ 26,877	△ 35,874	△ 128	152,315
当期末残高	219,893	231,027	17,696	65,042	576,528	659,267	△ 1,870	1,108,317	108,779	△ 12,129	96,649	699	1,205,666

個別注記表 (第 155 期)

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券

時価法 (売却原価は移動平均法により算定)

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

移動平均法又は個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

トレーディング目的で保有する棚卸資産

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産

旧定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産

定額法

(2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については取引先の財務情報等を基に分類した社内の債権格付に基づき損失見込額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしていますが、当期末においては年金資産の見込額を上回る退職給付債務は発生していないと認められるため、退職給付引当金は計上していません。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により費用計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (12年) による定額法により翌期から費用計上しています。

4. 収益及び費用の計上基準

収益の主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

当社の主な履行義務には、卸売、加工等を通じた幅広い産業分野における商品の販売及び不動産の開発販売などが含まれます。当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しています。

当社は原則として、販売した商品に欠陥等がない限り返品を受け付けないこととしています。

当社の主な履行義務が、技術提供、資材調達及び建設工事を請負う電力発電所の建設事業などの長期請負工事契約等である場合は、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しています。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要の見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づいて算定しています。

収益の本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

当社は、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があります。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務(すなわち、「本人」)に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(すなわち、「代理人」)に該当するかを基準としています。

当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識しています。当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しています。

5. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しています。

6. ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、金利スワップのうち、その想定元本、利息の受払条件(利子率、利息の受払日等)及び契約期間がヘッジ対象とほぼ同一である場合には、特例処理を採用しています。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式

会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。当該会計方針の変更による当期の計算書類への影響は軽微です。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	1,802,689百万円
関係会社出資金	528,487百万円

市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しています。実質価額については将来事業計画をもとに見積もる場合があります。当該見積りは、技術革新等を含む環境の変化や、パートナーの業績不振等によって影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
建物	2,563 百万円
土地	354 百万円
無形固定資産	767 百万円
投資有価証券	14,926 百万円
関係会社株式	151,693 百万円
長期貸付金	400 百万円
その他(注2)	24,066 百万円
合計	194,769 百万円

(注1) 担保に供している資産には、関係会社の借入金等に対して担保提供を行った当社資産も含めています。

(注2) 主にデリバティブ取引に係る差入保証金及び賃貸物件に係る敷金です。

(2) 担保に係る債務

契約負債等	7,131 百万円
合計	7,131 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

77,317 百万円

3. 保証債務

	期末残高
関係会社の債務に対する保証	510,293 百万円
その他の債務に対する保証	67,663 百万円
小計	577,956 百万円
関係会社の資金調達に係る経営指導念書	226,240 百万円
合計	804,196 百万円

4. 受取手形割引残高

9,431 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	534,699 百万円	長期金銭債権	71,364 百万円
短期金銭債務	252,624 百万円	長期金銭債務	8,301 百万円

損益計算書に関する事項

1. 関係会社との営業取引高

販売(注1)	833,849 百万円
仕入	484,339 百万円

(注1) 損益計算書の「収益」は、一部の取引高を純額表示しています。

2. 関係会社との営業取引以外の取引高

468,069 百万円

株主資本等変動計算書に関する事項

自己株式数(普通株式)

当期首残高	1,399,754 株
会社法第155条第3号に基づく自己株式の取得	16,231,500 株
ストック・オプション権利行使による減少	△ 155,900 株
単元未満株式の買取等による増加	2,776 株
当期末残高	<u>17,478,130 株</u>

税効果会計に関する事項

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

投資有価証券の評価損、貸倒引当金及び繰延ヘッジ損益等

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益等

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当期より、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

関連当事者との取引に関する事項

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	住友商事グローバル メタルズ株式会社	直接 100%	資金の貸付	資金の貸付(注1) 資金の回収 利息の受取(注1)	19,853 26,765 424	短期貸付金 長期貸付金	67,365 2,894
子会社	欧州住友商事会社	間接 100%	債務保証	債務保証(注2) 保証料の受取(注2)	51,555 135	— —	— —

取引条件及びその決定方針等

(注1) 金利条件については市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 保証料率は被保証先の信用力を勘案して決定しています。

1 株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり純資産額	1,149円68銭
2. 1株当たり当期純利益	331円27銭

重要な後発事象に関する事項

(自己株式の取得及び消却に係る事項の決定)

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、及び株主還元の充実を図るため、自己株式を取得するもの

2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	当社普通株式
(2) 取得する株式の総数	1,200万株を上限とする (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約1.0%)
(3) 株式の取得価額の総額	200億円を上限とする
(4) 取得期間	2023年5月10日～2023年6月9日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	上記2により取得する自己株式の全数
(3) 消却予定日	2023年7月24日

<ご参考> 2023年3月31日時点の自己株式の保有状況(※)

発行済株式総数(自己株式を除く)	1,234,093,737株
自己株式数	17,478,130株

(※) 2023年2月6日開催の取締役会決議(上限を500億円、期間を2023年2月7日～2023年4月28日とする自己株式の取得)に基づき、2023年4月1日～28日の間に取得した自己株式の総数は5,036,700株となり、本件に関する取得は完了しました。

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。